

## 震災関連情報

### 「震災税制特例法」①(所得税関連)について

本年4月27日に、東日本大震災（以下、「震災」といいます。）の被災者支援の特例措置を定めた税制改正法が成立しました。今回はその中で所得税関連の特例について紹介します。

#### ○ 概要

	税制上の措置	概要
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。
2	所得税の軽減または免除	住宅・家財等に損害を受けた方は、所得税の軽減または免除を受けることができます。
3	源泉所得税の徴収猶予・還付	上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
4	住宅借入金等特別控除の特例	震災で住宅が滅失等した場合でも、引続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しにかかる利子等に課税されません。
6	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。
7	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。

#### 1. 申告・納付等の期限延長

宮城県・福島県・岩手県・青森県・茨城県の納税者の方は、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（手続不要）。延長後の期限は国税庁のホームページ等で告知されます（現状は未定）。

注）上記の県以外の方でも税務署に申請することで、災害のやんだ日（申告・納付に差し支えないと認められる状態となった日）から2カ月以内の範囲で延長されます。

#### 2. 所得税の軽減または免除

震災により住宅・家財等に損害を受けた方は、所得税法上の所得控除の「雑損控除」あるいは「災害減免法」に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法で、所得税の軽減または免除を受けることができます。震災の被害を受けた方は、平成22年分、23年分いずれかの年分を選択して、これらの減免の措置を受けられます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（事業用の資産、山林、高価な貴金属、骨董品等は除く）	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上であることが必要								
控除額の計算または所得税の軽減額	<p>①と②のいずれか多い金額</p> <p>① 損失金額 - 保険金等で補填 - 所得金額の1/10</p> <p>差引損失額</p> <p>② 上記差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円</p> <p>「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財等を除去するための費用等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その年の所得金額</th> <th>所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超750万円以下</td> <td>1/2の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超1,000万円以下</td> <td>1/4の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超750万円以下	1/2の軽減	750万円超1,000万円以下	1/4の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超750万円以下	1/2の軽減									
750万円超1,000万円以下	1/4の軽減									

	所得税法（雑損控除）	災害減免法
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以降5年間繰越して各年の所得金額から控除できます。	減免を受けた翌年以降は、減免は受けられません。

注) 手続方法や必要書類は国税庁ホームページをご覧になるか、所轄税務署に照会してください。

### 3. 源泉所得税の徴収猶予・還付

震災により住宅・家財等に損害を受けた方で、前記の「雑損控除」の適用を受けようとする方、または住宅・家財等の損害の割合が50%以上、かつ平成23年の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請により平成23年中に支払を受ける給与・公的年金等、報酬料金について、源泉徴収税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。

ただし、震災による損害につき、平成22年分の雑損控除の適用を受けた方で繰越される雑損損失がない方、または平成22年分の災害免除法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉徴収税の徴収猶予や還付は受けられません。

注) 年末調整の対象外となるため、確定申告で控除や所得税の軽減免除の適用を受けることになります。

### 4. 住宅借入金等特別控除の特例

震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について、居住できなくなった場合でも、引続き残りの期間について、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

注) 年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方は、引続き年末調整で控除を受けることができます。

### 5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

震災で被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に、財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的外で払出しを行う場合であっても、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。この措置が始まる前に震災の被害を受けたことにより、目的外の払出しを受けて徴収された所得税は、還付請求することができます。

## 6. 納税の猶予

震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時的に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、承認を受ければ以下の期間について納税の猶予ができます。

### ①損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

注1) 災害がやんだ日（申告・納付に差し支えないと認められる状態となった日）から2カ月以内の申請が必要

注2) この猶予を受けても、なお納税が困難と認められる場合は下記②の猶予を受けることもできます。

### ②既に納期限が到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

注) 上記猶予期間内中にやむを得ない理由によって納付することが困難の場合は、さらに1年間の猶予期間の延長ができます。

## 7. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、震災により資産や住宅・家財などに損害を受け、平成23年6月30日現在の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「予定納税額の減額申請書」を7月15日までに税務署に提出してください。なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります（「1. 申告・納付等の期限延長」参照）。

### ～見舞金等を受取られた場合について～

個人や法人から見舞金や災害義援金を受取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者の関係などから照らし、社会通念上相当と認められるものについては、贈与税および所得税の課税の対象とはなりません。

### 注 意 事 項

掲載している優遇措置等は、「震災税特例法」に基づく制度の概要や一般的な事項となっていますので、すべての被災者の方が適用になるとは限りません。また、詳細な内容の照会や個別のご相談は所轄の税務署に必ず行ったうえで、各種優遇措置の適用手続をご検討ください。なお、国税庁ホームページに制度内容の詳細や申請書の様式などが掲載されていますので、ご活用ください。

※ 次号以降の「調査月報」でも、「震災税制特例法」の概要の他の分野について、掲載していく予定です。